

法律文書錬成講座第3回 民事訴訟法

下記の設例を読んで、設問1および設問2に答えなさい。

【設例】

大学教員であるXは、大学での授業終了後、裁判所での研究会に赴くため、自転車を走らせていた。直進走行中、Y運転の自動車が信号機のない交差点左側から右折のために同交差点に進入してきた。Xはこれを避けられず、同車と接触し、転倒した。Yには、交差点に進入する際の安全確認を怠った過失があったが、他方、Xにも前方注視を怠った過失があった。

弁護士Aは、交通事故の被害者であるXから法律相談を受け、上記の事実関係を聴き取り、加害者Yに対する損害賠償請求訴訟事件を受任することになった。

この訴訟事件において、Xは、損害として以下の内容を主張した。
人的損害による損害額合計 1000万円

(内訳)

- (1) 財産的損害 治療費・休業損害等の額の合計 700万円
- (2) 精神的損害 傷害慰謝料 300万円

〔設問1〕

本件交通事故によるXの人的損害には、財産的損害と精神的損害があるが、これらの損害をまとめて不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した場合について、訴訟物は一つであるとするのが、判例（最一小判昭和48・4・5民集27巻3号419頁）の立場である。

- (1) 判例の考え方についてその理論上の理由を説明しなさい。
- (2) 判例のように考える場合の実務上の利点について、上記事例に即して説明しなさい。

〔設問2〕

弁護士Aは、本件の事故態様等から、過失相殺によって損害額から少なくとも3割は減額されると考え、損害総額1000万円のうち、一部請求であることを明示して3割減額した700万円の損害賠償を求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起することにした。

本件訴えにおいて、弁護士Aが全部請求ではなく、このような選択をした理由について説明しなさい。

法律文書錬成講座第3回 民事訴訟法

【出題趣旨】

交通事故に基づく損害賠償請求の事例において、訴訟物の特定基準や 一部請求に関する判例等の基礎理論を理解しているか、またこれを応用できるかを問う問題である。

設問 1 は、判例は、訴訟物の特定基準につき、いわゆる旧訴訟物理論を基礎としつつ、交通事故に基づく損害賠償請求については、その原因事実と被侵害利益の共通性に着目して、人的損害における財産的損害と精神的損害に関する賠償請求権は 1 個であり、従って訴訟物も 1 個であるとしている（最一小判昭和 48・4・5 民集 27 巻 3 号 419 頁）。本問は、その理論的根拠（説明）を求め、かつ、そのように解することの実務上の利点（いわゆる費目の流用が可能となること）を含めて理解しているかを問う問題である。

設問 2 は、いわゆる一部請求の問題のうち、一部請求を許容すべき必要性、および明示の一部請求における過失相殺の判断方法（いわゆる外側説。前掲最判昭和 48・4・5 参照）について理解していることを前提に、具体的な事例において原告訴訟代理人の立場でこれらを応用して考えた上で、全部請求ではなく、一部請求を選択した理由を的確に説明することができるかを問う問題である。

法律文書錬成講座第3回 民事訴訟法

【採点基準】

- 合計して50点を超えるときは、50点で評価。各項目の点数は、上限を意味する。

〔設問1〕(1) (基礎点10点+ α)

- 訴訟物の特定基準について(2点)

- ・訴訟物の定義
- ・旧訴訟物理論の意義と根拠

- 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の訴訟物について(3点)

- ・加害行為が1個でも、賠償されるべき損害ごとに損害賠償請求権が成立するのか、という問題意識の提示
- ・上記判例の立場の確認：いわゆる損害一個説

*被侵害利益、損害の種類・数による細分化の問題についての言及(加点事由+2点)

(理論上生じうる損害類型：人的損害と物的損害(更に積極損害と、消極損害)、財産的損害と精神的損害)

- 当該判例の理論的説明(5点)

- ・「原因事実と被侵害利益の共通性」への言及
⇒一つの加害行為(過失運転致傷行為)から生じた財産的損害と精神的損害は、同一利益(人の身体)の侵害による損害を補填するもの

〔設問1〕(2) (基礎点10点+ α)

- 費目流用のメリットについて(5点)

- ・訴訟物は1つとした場合のメリット
⇒処分権主義(法246条)違反にならない柔軟な判断が裁判所に可能となり、原告当事者(交通事故被害者)の救済にもつながる
- ・具体的説明：たとえば、財産的損害=600万円、精神的損害=400万円と裁判所が判断しても、処分権主義(法246条)には反しない(こうした説明がなければ減点事由-2点)

- 費目流用できないデメリット(5点)

- ・訴訟物は2つとした場合のデメリット
⇒裁判所は、処分権主義(法246条)の観点から、実態と乖離した判断をせざるを得ず、原告当事者にとっても酷な結果となる

- ・ 具体的説明：かりに、財産的損害＝600 万円、精神的損害＝400 万円と裁判所の心証が固まった場合、これら全額を認めると処分権主義（法 246 条）に反する（こうした説明がなければ減点事由－2 点）

以上について、

＊交通事故の多発する時代においては、訴訟物を 2 個とすると、訴訟の運用が著しく硬直化する不都合が生じるとの指摘（加点事由＋1 点）

＊当事者は、損害額の総額がいくらかということに関心があるに過ぎないとの指摘（加点事由＋1 点）

＊精神的損害には財産的損害が少ない場合の補完的要素があるという指摘（加点事由＋1 点）
⇒損害の公平な負担の実現

⇒おそらく、上記のような截然と切り分けた形になっていない答案があると思われるが、上記要素を参照しながら、10 点満点として評価していただき、かつ加点事由、減点事由を適宜参照しつつ採点して欲しい。

〔設問 2〕 （基礎点 30 点＋α）

1 一部請求の必要性 （10 点）

□ 一部請求の意義、根拠（4 点）

→根拠については、原告側（一般に、試験訴訟、総額不明、相手方の資力や相殺の考慮等の必要性）、被告側（明示により審判対象の限定を認識でき、必要な防御方法を取ることができるという相当性）双方からみた理由付けがあるものを高く評価してください

□ 一部請求が利用される理由（6 点）

・請求の当否や認容額が不確かな状況下で、訴訟費用（提訴手数料、弁護士費用、証拠収集費用等）の負担が増大することを回避するため

2 一部請求における過失相殺の判断方法（いわゆる外側説） （10 点＋α）

□ 外側説による処理の説明（4 点）

□ 外側説（過失相殺について）の根拠（6 点）

・原告の合理的意思

→自己の側の過失をも考慮に入れてなお要求すべき額を一部請求とするの

が原告の意思だ

＊過失相殺の意義等について触れていれば加点事由＋１点

＊「原告の意思」というだけでなく、原告の過失は、訴訟前に存在する事由であり、賠償すべき損害が訴訟前にすでに被害者の過失分減少している、といった指摘があれば加点事由＋２点

３ 弁護士Ａの「選択」理由 （１０点）

・上記一部請求を利用する理由、および外側説の構造から、Ａが本問のような態度決定を選択する理由が的確に表現されていること

＊一部請求であることを明示しない場合や、過失相殺分を考慮せず１０００万円全額で請求しなければならないとした場合の不都合の指摘、等々

＊また、抽象的にではなく、事案を踏まえて具体的に論述できている答案に高い評価を与えてください